

平成29年度第12回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成30年2月27日(火) 午後2時00分から午後3時36分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席農業委員(18名)

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 南 忠明 | 2番 出口 幸博 | 3番 山崎 早苗 | 4番 平田 光昭 |
| 5番 荒木 富男 | 6番 今里 誠一 | 7番 中村 耕二 | 8番 山本 実雄 |
| 9番 古里 善秀 | 10番 山下 富雄 | 11番 谷川 基晴 | 13番 角田 隆章 |
| 14番 上村 孝幸 | 15番 岩田 弘孝 | 16番 尾崎 初雄 | 17番 林 賢市 |
| 18番 寺坂 誠一 | 19番 山田 勝久 | | |

4. 欠席委員(1名) 12番 奈留 敏弘

5. 出席農地利用最適化推進委員(12名)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 大石 勝 | 野平 荘二 | 木場 兵次 | 藤田 道則 |
| 梁瀬 敏夫 | 川口 誠一 | 中村 利幸 | 川端 敏広 |
| 四辻 嘉之 | 岩谷 聖 | 片町 利則 | 深松 誠 |

6. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

7. 日 程

| | |
|--------|---|
| 議案第61号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第62号 | 農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について |
| 議案第63号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第64号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について |
| 議案第65号 | 農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について |
| 議案第66号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について |
| 議案第67号 | 農地利用状況調査に係る非農地の判断について |

8. 報告・協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
会議等報告・予定について
非農地証明書交付願について
土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
その他

□事務局長

平成29年度第12回五島市農業委員会総会の開催に当たりまして、12番奈留敏弘委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は19名中18名で、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお、本日は推進委員12名の方も出席いただいております。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成29年度第12回五島市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案第61号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です。

○議長

それでは、議案第61号の1番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます

□事務局

3ページをご覧ください。議案第61号1番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑4筆、5

筆合計 12,105 ㎡。賃借人、〇〇町、〇〇〇〇。賃貸人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、2月16日〇〇地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。当法人はヒアリングを実施したところ、平成29年9月に法人を設立し、農産物の生産販売を行う農地所有適格法人に該当いたします。また、営農計画については適正であり、申請内容につきましても農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第61号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第61号の2番を審議いたします。本案については〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、田1筆125㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼会社員。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。譲受理由、現在耕作管理しているため譲り受ける。譲渡理由、法人の財産整理の一環で譲受人の占有田が見つかり整理するため。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、2月19日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第61号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—○○委員：出席—

○議長

次に、議案第61号の3番と4番については、関連がありますので一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

3番、土地の所在地、○○町、畑1筆2,747㎡。譲受人、○○町、○○○○、農業。譲渡人、○○町、○○○○、農業。譲受理由、父から譲り受けて農業経営を開始する。譲渡理由、息子に譲り渡して新規就農を支援する。

続きまして4番、土地の所在地、○○町、畑1筆3,502㎡。賃借人、○○町、○○○○、農業。賃貸人、○○町、○○○○、無職。借受理由、当該地を借り受けて農業経営を開始する。貸出理由、当該地を貸し出して新規就農を支援する。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、2月16日○○地区協議会において、ヒアリング及び現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。申請人は営農を開始するため、ヒアリングを実施したところ営農計画等も適正であり、また、申請内容につきましては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第61号の3番と4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、3番と4番は許可されました。

次に、議案第61号の5番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

5番、土地の所在地、〇〇町、田1筆24㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、所有する農地の隣にあり、耕作に便利のため譲り受ける。譲渡理由、当該地は面積が小さく耕作に不便のため相手方に譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、2月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第61号の5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、5番は許可されました。

次に、議案第61号の6番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

6番、土地の所在地、〇〇町、畑1筆1,534㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、広島県、〇〇〇〇、会社員。譲受理由、当該地を譲り受けて規模拡大を図る。譲渡理由、市外に居住しており耕作管理できないので譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、2月16日〇〇地区及び〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第61号の6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、6番は許可されました。

次に、議案第62号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、

1番と2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、7ページをご覧ください。議案第62号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑1,494㎡、第1種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、時津町、〇〇〇〇。転用目的、自動車整備工場・車輛置場用地

申請地は、〇〇から北へ約1kmに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高1.0m・最低0.25mの盛土による土地の造成工事を施工します。盛土後の土羽勾配を45度以下とすることにより、土砂等の流出による被害発生の恐れはないと思われます。また、建物等の構築物の高さを6m程度と加減し、隣接農地と2m以上距離を確保することにより、通風・日照・耕作等に影響を及ぼす恐れはないと思われます。また、雨水排水は自然流下とし、汚水・生活雑排水については、発生いたしません。本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設面積の2分の1を超えないものは例外的に許可することができるとなっております。本案件の拡張に係る部分の敷地面積は1,494㎡で、既存施設面積の2分の1の面積は1496.95㎡であり、既存施設面積の2分の1を超えないものとなっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第62号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑496㎡、第1種農地。借人、〇〇町、〇〇〇〇。貸人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北西へ約260mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、当該申請地は、平坦な地形であり、道路側の法面はコンクリート壁で既に保護されており土砂等の流失の恐れは無いと思われます。また、隣接農地とは、十分な距離を確保されますので、日照、通風等に影響はなく営農に支障は及びません。雨水排水は自然流下と水路放流とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。以上です。

○議長

次に、議案第62号の1番と2番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。

それでは、議案第62号の1番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第62号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に

係る意見の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第62号の1番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、自動車整備工場・車輛置場用地。本案の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、既存施設の拡張である。周辺の農地等に影響は無く、自動車整備工場・車輛置場用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第62号の2番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第62号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の2番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第62号の2番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、集落に接続する農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。

以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第62号の1番と2番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号の1番外1件は許可相当と決しました。

次に、議案第63号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案の説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について簡単にご説明いたします。
9 ページ・10 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。11 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集積計画についてですが、田 37 筆、畑 28 筆の計 65 筆で面積が 146,227 m²、所有権移転につきましては、田 11 筆、畑 13 筆で面積が 22,718 m²となっております。以上です

○議長

それでは、利用権設定の1番1から1番4を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出が
あっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、議案についてご説明いたします。12 ページをご覧ください。

(議案第63号利用権設定の1番1から1番4を朗読)

以上につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第63号、利用権設定の1番1から1番4は、原案
のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第63号利用権設定の1番1外3件は、原案のと
おり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、議案第63号利用権設定の2番1から16番、所有権移転の17番から21番を審議

いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは2番からご説明いたします。なお、2番各号につきましては中間管理事業によるものです。

(議案第63号利用権設定の2番1から16番、所有権移転の17番から21番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第63号利用権設定の2番1から16番、所有権移転の17番から21番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第63号、利用権設定の2番1外22件、所有権移転の17番外4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第63号2番各号の利用権設定に係る配分計画であります。それでは、議案についてご説明いたします。

(議案第64号農地利用配分計画の1番から3番を朗読)

以上、1番から3番までの配分計画案につきましては適当であると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第64号農用地利用配分計画に対する意見について1番から3番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第64号農用地利用配分計画に対する意見についての

1 番外 2 件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第 65 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

21 ページをご覧ください。議案第 65 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について、「農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。」となっております。

平成 29 年 1 月から 12 月に締結した、農地法第 3 条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。

なお、昨年と比較しまして、田の部の平均が今回 9,800 円で、昨年が 9,000 円でしたので 800 円の増。また畑の部の平均が今回 3,500 円で、昨年が 3,700 円でしたので 200 円の減となっております。先程開催した運営委員会でもご承認をいただいております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 65 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 65 号農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日お配りした資料をご覧ください。議案第 66 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。この法律の規定により行うものであります。内容につきましては、去る 2 月 19 日に農業委員会運

営委員と認定農業者協議会役員・市農業振興課・市農林整備課・JAごとうとの意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。

(農地等の利用の最適化の推進に関する意見案を朗読)

以上が意見書の案であります。また、総会前に開催されました運営委員会において議案上程について承認をいただいております。なお、可決承認いただければ、3月2日、市長へ意見書の提出をすることにしております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第66号農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第66号農地等の利用の最適化の推進に関する意見については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

23ページから26ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは田33筆、畑44筆で、合計面積は56,577㎡となっております。29年度4月からの累計は田63筆、畑252筆、樹園地3筆で、合計面積は298,582㎡となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第67号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。はじめに「新ながさき農業バックアップ大作戦」の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 非農地証明書交付願について
4. 土地改良法第3条に基づく資格者の証明について
5. その他

○議長

本日の日程は、全て終了いたしました。これをもちまして、平成29年度第12回五島市農業委員会総会を閉会いたします。